

議案第 13 号

君津市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

空家等対策を強化するために一部改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、君津市空家等の適切な管理に関する条例（平成 30 年君津市条例第 36 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市空家等の適切な管理に関する条例（平成30年君津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

君津市空家等対策の推進に関する条例

第1条中「空家等の適切な管理」を「空家等に関する対策の推進」に改める。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条第2号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第4条を第8条とし、第3条の次に次の4条を加える。

（市の責務）

第4条 市は、法第7条第1項の規定により作成した空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、適切な管理及び有効活用（空家等の跡地の活用を含む。以下同じ。）に関する対策（以下「空家等対策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、空家等対策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

3 市は、所有者等の空家等の適切な管理及び有効活用の取組に対し、必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第5条 所有者等は、空家等対策に協力するとともに、空家等の適切な管理及び利用する予定のない空家等の有効活用に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 所有者等のうち事業者（不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者をいう。次項において同じ。）は、所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、当該空家等

を適切に管理しなければならない。

2 事業者は、事業活動を通じ、空家等の有効活用に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に通報するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>君津市空家等対策の推進に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、<u>空家等に関する対策の推進</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(市の責務)</u></p> <p>第4条 <u>市は、法第7条第1項の規定により作成した空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、適切な管理及び有効活用（空家等の跡地の活用を含む。以下同じ。）に関する対策（以下「空家等対策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>市は、空家等対策を実施するために必要な体制を整備するものとする。</u></p> <p>3 <u>市は、所有者等の空家等の適切な管理及び有効活用の取組に対し、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(所有者等の責務)</u></p> <p>第5条 <u>所有者等は、空家等対策に協力するとともに、空家等の適切な管理及び利用する予定のない空家等の有効活用に努めるものとする。</u></p> <p><u>(事業者の責務)</u></p> <p>第6条 <u>所有者等のうち事業者（不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者をいう。次項において同じ。）は、所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、当該空家等を適切に管理しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>君津市空家等の適切な管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、<u>空家等の適切な管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

2 事業者は、事業活動を通じ、空家等の有効活用に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に通報するものとする。

(軽微な安全措置)

第8条 省略

(緊急代行措置)

第9条 市長は、法第22条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

2 省略

(公表)

第10条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(3) 省略

2 省略

(警察その他の関係機関との連携)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認め

(軽微な安全措置)

第4条 省略

(緊急代行措置)

第5条 市長は、法第14条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

2 省略

(公表)

第6条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)～(3) 省略

2 省略

(警察その他の関係機関との連携)

第7条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認める

るときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 省略

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第22条第1項に規定する助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

(君津市空家等審議会)

第12条 省略

(委任)

第13条 省略

ときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 省略

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第14条第1項に規定する助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

(君津市空家等審議会)

第8条 省略

(委任)

第9条 省略